

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ系換気空調系計装品点検において、排風機出口風量検出配管に空気の漏えいが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ（B）に反負荷側軸受部より油のにじみが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
3	1号機	復水脱塩装置硫酸ポンプ（No. 2）に出口圧力が上昇しない事象が確認されたことから、出口背圧弁の不良と思われるため、当該弁を点検・修理	D	
4	3号機	廃棄物地下貯蔵設備廃液送出弁点検において、同弁駆動部より作動空気のリークが認められたため、当該弁駆動部を点検・修理	D	
5	3号機	廃棄物地下貯蔵設備廃棄物移送系廃スラッジ類攪拌抜き出しポンプ出口弁点検において、同弁駆動部より作動空気のリークが認められたため、当該弁駆動部を点検・修理	D	
6	3号機	廃棄物地下貯蔵設備廃棄物移送系廃スラッジ類排出ポンプ入口ライン洗浄用復水弁および同廃スラッジ類排出タンクオーバーフローライン洗浄用復水弁の点検において、同弁駆動部より作動空気のリークが認められたため、当該弁駆動部を点検・修理	D	
7	3号機	原子炉建屋4階ほう酸水注入系ポンプエリアのドレンファンネル2個にほう酸（同ポンプのグラウンド水の排水）の析出が認められたため、当該ファンネルを清掃	対象外	
8	3号機	原子炉建屋2階原子炉補機冷却系熱交換器エリアの同熱交換器海水側配管の保温材の一部に破損が認められたため、当該保温材を修理	D	
9	3号機	タービン補機冷却系ポンプ（C）反負荷側軸受部よりシール水のリークが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
10	4号機	廃棄物処理系床ドレンサンプルポンプ（A）軸受部のシール水のリーク量の増加が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
11	4号機	所内ボイラ給水ポンプ（A）軸受部より油のにじみが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
12	4号機	所内ボイラのブロータンクオーバーフロー水冷却器及び給水ポンプ（A）を冷却水を通水せずに運転していたことが確認されたため、当該給水ポンプ（A）を停止後、点検及び冷却水を通水復旧、対応検討	C	
13	5号機	廃棄物処理系廃液中和タンク（A）出口弁に全閉位置ずれ及びシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	集中環境施設	雑固体焼却設備給気用空気フィルタ（A）入口ダンパ用ハンドルのシャフト固定金具に腐食による外れが認められたため、当該シャフト固定金具を修理	D	
15	集中環境施設	洗濯廃液系乾燥機の所内蒸気戻り系ラインのフランジ部より蒸気の微少リークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	その他	ダスト放射線モニタ局舎（No. 2）内エアコンに室外機の停止（起動不能）が認められたため、当該室外機を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで